

「消費生活ワークブック」を使用した中学校での消費者教育

奈良県消費生活センターでは、県内の中学校技術・家庭科研究会「身近な消費生活と環境」部会と連携して消費者教育を行っています。平成29年度には「消費生活ワークブック～消費者市民社会をめざして～」を作成し、消費者教育支援センターの「消費者教育教材資料表彰2018」で「優秀賞」を受賞しました。平成30年度はこのワークブックを10校に配布し、教員と相談員が連携した授業を計12回実施し、373名が受講しました。令和元年度も6校に配布し、3校で授業予定でしたが新型コロナウイルス感染予防対策のための休校により実施校は1校でした。

大和郡山市立郡山南中学校

令和元年12月17日、令和2年1月14日、15日 2年生 6クラス 175名

テーマ：「消費者トラブルの実態」ワークブック P9～P14

ワークブックは4つの項目から構成されています。

- I. Tシャツを選ぼう
 - II. 私たちの消費生活
 - III. 消費者トラブルの実態
 - IV. より良い消費生活を目指して
- 消費生活相談員が授業を受け持つのは『III. 消費者トラブルの実態』で内容は

- 消費者トラブルとは？
- 悪質商法・消費者トラブル事例
- トラブル解決の方法

未成年者取消

クーリング・オフ

クーリング・オフ通知を書いてみようとなっています。



- ◆ 実際にあった相談事例を紹介することで、生徒が消費者トラブルを実感し、トラブルの防止方法・解決方法等を知ることが目的としています。
- ◆ 相談事例としてアダルトサイトのワンクリック請求、架空請求メール、SNSによる勧誘、インターネット通販トラブル、キャッチセールス、訪問販売、電話勧誘販売、マルチ商法を紹介します。
- ◆ キャッチセールスではロールプレイングを生徒が演じます。各クラス熱演

が続き、クラスメートが声援を送っていました。この契約についてワークブック内のクーリング・オフはがきのひな型を使って、実際にクーリング・オフの解除通知を作成することができます。

- ◆ 生徒からは「本当にトラブルがあることを実感した」「消費者ホットライン188に相談できることがわかった」などの感想がありました。
- ◆ 先生からは、必要な内容を一冊で教えることができると好評です。